

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム指定管理者の候補者の評価について

1 施設の概要

名 称	ふれあい活動ホーム 赤羽根	ふれあい活動ホーム あかしあ	ふれあい活動ホーム第 2 あかしあ
所 在 地	茅ヶ崎市赤羽根 3 3 8 番地 1	茅ヶ崎市松浪一丁目 1 0 番 4 号	茅ヶ崎市十間坂一丁目 4 番 8 号
開設年月日	平成 5 年 4 月 1 日	平成元年 1 0 月 1 日	昭和 3 8 年 1 0 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート 造地上 2 階建	鉄筋コンクリート造 地上 1 階建	鉄骨造地上 3 階建
敷地面積	1, 2 2 9. 5 4 m ²	6 5 6. 3 6 m ²	1, 2 1 9. 8 8 m ²
延床面積	5 4 2. 3 3 m ²	2 7 8. 3 8 m ²	3 1 2. 5 1 m ²
施設内容	作業訓練室、印刷 室、調理室、食堂、 医務室、事務室等	作業室、食堂、事務 室等	活動室、食堂、事務室 等

2 申請団体 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団（非公募）

3 非公募の理由 本市では、「茅ヶ崎市実施計画 2 0 2 5」において、「障害者ふれあい活動ホームの運営・管理」を位置づけており、「茅ヶ崎市社会福祉事業団について、その自主性、自立性を高め、より多くの自主事業が切れ目のない支援を行う法人として運営されるための、事業の実施手法を見直し、当該社会福祉法人のふれあい活動ホーム 3 施設については、指定管理の指定を外し、自主運営を行うよう検討」を行うこととしています。

次期指定管理期間中に、引き続き調整を進め、自主的、自立的な運営の実現に向けて取組を進めていく必要があることから、「外郭団体見直し基本方針」に定める「市の施策推進の観点から非公募とすることに合理的な理由がある」に該当するため、「非公募」として選定を行いました。

4 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会

(1) 日時

令和6年1月10日（水）8時30分から12時20分まで

(2) 場所

市役所分庁舎5階 特別会議室

(3) 出席委員

藏田委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員、井上臨時委員

(4) 申請団体の評価

ア 評価方法

申請者から提出された申請書類及び茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会での管理運営についての説明に基づき、委員よりご意見を頂き、次期指定管理期間において重点的に取り組むべき事項等を明らかにしました。

イ 評価結果

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団に対する評価結果について、主な意見は次のとおりです。

1 評価できる点

<p>【利用者ニーズの把握、地域との連携】</p>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・利用者ニーズの把握・反映のため、年数回の個別面談や懇談会の場で利用者や保護者からの直接の意見聴取や、年1回のアンケート調査を実施しており、施設利用者の出席率が80パーセントを超えている実績は、事業が利用者への期待に込んでいる結果であると評価できる。・商店会との連携によるエコキャップ回収や市依頼の除草作業などの地域に密着した作業を通じて、地域住民との交流を図っていることは評価できる。さらには、職員が小学校登校時の見守りボランティアに溶け込み、地域住民によるふれあい活動ホームの理解を進める取り組みも評価できる。 |
|--|

<p>【実績及び規程類の整備に基づく着実は事業展開】</p>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・これまでの実績をもとに、安定的・継続的な業務の実施が可能である事業計画となっているとともに、団体ならではの特徴を提示している部分は、着実な事業展開が期待できる。・公共性のある社会福祉法人として、危機管理マニュアル、情報公開に関する規程及び就業規程等の規程類が適切に整備されている。 |
|--|

【各施設における社会的機能の把握】

- ・各施設の必要性や社会的機能を把握しつつ、適切な施設運営が行われており、次の取組は評価できる。

〈ふれあい活動ホーム赤羽根〉

- ・直近2年度の月額平均工賃が2万円超となったこと。
- ・生産性向上のために個別支援マニュアルを作成し、それぞれの障がい特性に配慮した作業環境や作業量を提供する仕組みとしたこと。
- ・マニュアルを活用した内部研修を数多く実施したこと。

〈ふれあい活動ホームあかしあ〉

- ・体験利用を積極的に受け入れ、定員を確保したこと。
- ・障がい特性に配慮した作業内容の特定、環境の整備に努めたこと。

〈ふれあい活動ホーム第2あかしあ〉

- ・ふれあい活動ホーム赤羽根からの受注など様々な工夫により月額平均工賃1万円超を確保したこと。
- ・不安や不満の強い利用者には、定期的な面談の実施を通して、出席日数の増加につなげたこと。
- ・場面切替えの苦手な利用者にはイラストカードを用いた支援をしたこと。

2 改善を要する点

【幅広い意見聴取の実施】

- ・現在、第三者委員は民生委員、児童委員のみとなっているが、事業運営や障がいに詳しい専門家を委員として選定し、幅広い意見を聴取することを検討していただきたい。

【課題に対する取組】

- ・事業計画書の課題にも挙げられている「利用者ニーズの多様化」への対応が望まれる。また、利用者・家族の高齢化や受注量の変化についても、実際の事業をとおした適切な対応が望まれる。市との協議を踏まえ、直ちに改善されないとしても解決への努力を継続していただきたい。

【職員研修によるリスクマネジメント】

- ・職員の研修は特に重要であり、研修計画は整備されているが、事業所の特性として、非常勤職員を含めたハラスメント防止の研修等の充

実、監視カメラの設置、管理職によるダブルチェック体制などを含め、より万全な体制づくりをしていただきたい。